

令和4年9月27日

横須賀市長 上地克明 殿

再 要 請 書

参加団体（アイウエオ順）

いらない！原子力空母	市原 和彦
改憲・戦争阻止！大行進横須賀 事務局長	船木 明貴
神奈川ネットワーク運動・横須賀 代表	瀧川 君枝
神奈川平和運動センター	福 田 護
神奈川平和憲法を守る会 共同代表	呉東 正彦
原子力空母の横須賀母港問題を考える市民の会共同代表	呉東 正彦
原子力空母の母港化を阻止する三浦半島連絡会事務局長	新倉 泰雄
新日本婦人の会横須賀支部 支部長	井上 浩子
非核市民宣言運動ヨコスカ	新倉 裕史
ピースムーブ・ヨコスカ	中井美和子
すべての基地に「ノー」を・ファイト神奈川	木元 茂夫
三浦半島地区労センター 事務局長	小原 慎一
ユニオンヨコスカ 委員長	小島 武志
横須賀市東部漁業協同組合組合員	小松原哲也
横須賀市民9条の会	巴 ふ さ
よこすか非戦手帖	松本 麻里
横須賀平和委員会 会長	萩原 富子
ヨコスカ平和船団	鈴木 茂樹

米海軍横須賀基地のPFOS問題で、9月12日に防衛省から横須賀市に連絡があり、7月6日の米海軍の第2回排水サンプリング調査結果は、有害物質であるPFOSとPFOAが環境省の目標値50ナノグラム/Lを上回る、生活排水ラインで合計112ナノグラム/L、産業排水ラインで合計93ナノグラム/Lの量で検出されたということです。

そしてその原因調査については、全く情報提供がありませんでした。

これは、まさに有害物質の流出が常態化していたというべきものです。

そして市長の指摘するとおり、排水を止めるべきであるものが、防衛省からの回答は、排水を止めることは困難であるというもので、これは、市民や基地従業員の健康や、漁業者の生活にとって大きな問題です。

そこで、私達は緊急に、7月14日付で要請した事項に加えて、以下の点を質問し、要請いたしますので、是非、積極的な回答、行動をお願いいたします。

1、米海軍の第1回目の調査結果は、5月9日採取のものが51日後の6月29日に結果判明して、7月6日に第2回目の調査、採取が行われましたが、今回の報告は、68日後の9月12日となっています。

米海軍のPFOS検査の結果判明には4ないし8週間かかるということでしたが、今回の連絡は約10週間かかっており、遅すぎるのではないのでしょうか。

米海軍の検査結果が出たのはいつなのかを確認し、教えて下さい。

米海軍が第3回目の調査をしたのが8月29日であることからすると、それ以前には出ているのではないのでしょうか。そうすると連絡が遅れたのはなぜでしょうか。

市はそれ以前に、米海軍からの直接の通報ルールで、検査結果は知らされていなかったのですか。

2、調査の回数が2月に一度では少なすぎるので、少なくとも1週間に一度は行うよう申し入れて下さい。また結果も速やかに公表するよう申し入れて下さい。

在日米海軍司令官も、市長とのビデオ会議で、毎月調査を実施すると言っていますが次の調査も9月中に実施されるのでしょうか。確認して下さい。

また、市民の安全のため、市や県も基地に立ち入って、汚水処理施設排水のサンプリングと検査を行い、最も早く結果が出たものから、公表して下さい。

3、今回の防衛省からの報告は、全く原因究明に触れられておらず、これでは市民の不安は増すばかりです。

泡消火剤を使った訓練、火災発生による実際の使用、保管施設からの漏洩、投棄、土壌汚染による溶出等が考えられますが、生活排水ラインでも、産業排水ラインでも目標値を上回っているので、複数の発生原因があることも想定されます。

またP F O S等が泡消火剤の保管場所ないし漏出場所から排水処理場に流入した経路は、どのようなものだったのでしょうか。

それを速やかに調査、特定し、具体的に公開するよう求めて下さい。

現在、米海軍がどのような原因究明活動を行っており、いつ頃までにその報告がなされる予定なのかを、直接米海軍に確認して下さい。

4、上記のように、発見後約3ヶ月原因究明がなされていない状況は、正に関係自治体による速やかな立ち入り調査の必要性を示しているので、立ち入り調査を求めて下さい。

5、P F O Sや、排水処理施設の問題については、市の基地部門のみでなく、科学的、専門的知見のある環境部や、上下水道局の技術者と合同検討チームを作って、打ち合わせをもって、対応を検討して下さい。

またこの件でこれまでに多数のP F O S調査を実施している県との連携、情報交換も行して下さい。

6、排水処理施設内で粒状活性炭を一時的に使用することですが、どのような排水処

理のプロセスの中で、どのような使用するのか、その処理のフローチャートを示すよう求めて下さい。

また、いつから使用されるのかを明確にするよう求めて下さい。

7、排水処理施設内の汚泥の除去を行っており、今後も定期的に汚泥除去を行う計画であるとのことですが、それは一般の污水处理施設でも、当該施設でも今までに日常的に行っていることであり、何が変わり、P F O S問題の解決にどのような効果があるのでしょうか。

むしろ汚泥中のP F O Sの含有、溶出検査を行うべきではないでしょうか。

8、市長は、排水を止めることはできないのでしょうか、と防衛省に質問しながら、防衛省からの意味不明の説明で困難であると言ひ、それ以上の追及をしていません。

しかし福島原発の汚染水等と同様に、粒状活性炭がP F O S除去に有効であるならば排水を一時的に貯蔵し、粒状活性炭のフィルターを何回も濾過させて、排水が環境省の基準をクリアしたことを確認してから海に放出させるべきです。そのことは市域内での水質汚濁防止法、神奈川県生活環境保全条例上の権限を有し、責任を持つ立場である市の環境部も、他の有害物質の基準超過の汚染につき市内の民間企業には当然に行わせていることであるので、地位協定の運用改善の好事例として、米海軍にそのようにするよう求めて下さい。

9、防衛省は、周辺の海水は、1・7又は1・8 ng/lであると言っていますが、そもそも米本国の環境保護庁の新しい基準によれば、P F O Sは、0・02 ng/l以下、P F O Aは、0・004 ng/l以下でなければならないとされており、米国自身が、日本と米国の環境基準の厳しい方に従うと約束しているところです。

またこの汚染は、市長が常態化していると述べているとおり、これまで相当長期間にわたって大量の排水の中に含まれて排出されているので、周辺の海洋生物による食物連

鎖によって濃縮されていけば、その魚介、海藻類を食べる市民の健康と安全に深刻な影響を及ぼしかねないからこそ、米国も日本も規制を強化しつつあるのです。

従って、この基準違反の排水に、国からのお墨付きがあったなどという、市民の健康と安全を国に丸投げするような姿勢はやめて下さい。

10、米海軍横須賀基地では泡消火剤の交換が完了し、吾妻倉庫地区でも10月上旬までに完了する、との説明を受けていると市長は防衛省に言っていますが、市長と基地司令官とのビデオ会議報告の末尾部分と齟齬があり、市長と在日米海軍司令官とのビデオ会議はいつ行われ、防衛省との会談との前後関係は、どちらが先なのか。

交換された泡消火剤は、その後どうやって基地内に保管され、基地から搬出されるのですか。

浦郷弾薬庫では、泡消火剤はどうなっているのでしょうか。

また吾妻倉庫地区、浦郷弾薬庫では、排水はどのように処理されているのでしょうか。

11、米海軍横須賀基地の排水処理場は、基地東側にあり、その周辺の漁業者の漁場や、市民の海水浴場への影響も懸念されます。

今後も新たな情報が明らかになり次第、市民、漁業者等への、有害物質の量、原因、再発防止体制等についての説明の場を求めて下さい。